

災害時における特設公衆電話の設置、運用開始について

東海市とNTT西日本名古屋支店は、特設公衆電話回線の事前設置と利用について、覚書を締結し、運用開始に向けた準備を進めてまいりましたが、2019年1月より準備が整い次第、順次、運用開始となりますのでお知らせします。

1. 概要

大規模災害等による避難所開設時に、避難された方々が速やかに通信手段の確保ができるよう、避難所となる施設へ、特設公衆電話回線を事前設置するもの。

2. 覚書締結について

(1) 締結日

2018年7月10日(火) 締結済み

(2) 締結者

東海市(市長:鈴木淳雄)

NTT西日本名古屋支店(取締役 名古屋支店長:山本尚樹)

(3) 覚書

特設公衆電話の設置及び利用に関する覚書

3. 設置、運用開始時期

2019年1月から運用開始。

4. 設置場所(回線数)

東海市内の避難所等 26箇所(29回線) 予定 [別紙のとおり]

以上

特設公衆電話回線の事前設置場所

| No. | 施設名 | 設置場所 | 住所 | 設置回線数 |
|---------|----------------|---------|-------------|-------|
| 1 | 名和中学校 | 体育館 | 名和町中首羅1-1 | 1 |
| 2 | 名和小学校 | 体育館 | 名和町山東10 | 1 |
| 3 | 上野中学校 | 体育館 | 名和町奥平戸28 | 1 |
| 4 | 渡内小学校 | 体育館 | 荒尾町義呂1-1 | 1 |
| 5 | 平洲小学校 | 体育館 | 荒尾町片坂1 | 1 |
| 6 | 明倫小学校 | 体育館 | 荒尾町土取1-1 | 1 |
| 7 | 平洲中学校 | 体育館 | 富貴ノ台五丁目181 | 1 |
| 8 | 富木島小学校 | 体育館 | 富木島町手代44 | 1 |
| 9 | 富木島中学校 | 体育館 | 富木島町向イ27 | 1 |
| 10 | 船島小学校 | 体育館 | 富木島町船島1-1 | 1 |
| 11 | 富木島公民館 | 玄関受付付近 | 富木島町東山田7-1 | 1 |
| 12 | 横須賀中学校 | 体育館 | 高横須賀町猫狭間2 | 1 |
| 13 | 横須賀高等学校 | 体育館 | 高横須賀町広脇 1 | 2 |
| 14 | 加木屋小学校 | 体育館 | 加木屋町編笠9 | 1 |
| 15 | 三ツ池小学校 | 体育館 | 加木屋町鎌吉良根9 | 1 |
| 16 | 加木屋南小学校 | 体育館 | 加木屋町泡池2 | 1 |
| 17 | 加木屋中学校 | 体育館 | 加木屋町西御嶽18-1 | 1 |
| 18 | 東海南高等学校 | 体育館 | 加木屋町社山55 | 2 |
| 19 | 千鳥津波避難所 | 3階MDF付近 | 名和町一番割中59-2 | 1 |
| 20 | 緑陽小学校 | 体育館 | 名和町石谷80 | 1 |
| 21 | 加家公民館 | 事務所受付付近 | 東海町二丁目3-15 | 1 |
| 22 | 大田小学校 | 体育館 | 大田町細田23 | 1 |
| 23 | 東海商業高等学校 | 体育館 | 大田町曾根1 | 2 |
| 24 | 横須賀小学校 | 体育館 | 高横須賀町大塚36 | 1 |
| 25 | 勤労センター | ロビー | 高横須賀町柵形1-7 | 1 |
| 26 | 養父児童館・養父健康交流の家 | 3階IDF内 | 養父町宮山17-1 | 1 |
| 計 26 箇所 | | | | 29回線 |

災害時における通信手段の確保について

～特設公衆電話の避難所への事前設置～

NTT^{※1}は、災害対策基本法に従い「防災業務計画」を公表し、災害時には特設公衆電話の設置に努めることとしていますが、大規模災害等の発生時における迅速かつ確実な通信手段の確保を目的として、避難所への特設公衆電話の事前設置^{※2}を進めています。

設置場所等については、平成24年8月29日に内閣府から公表された「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想定(第一次報告)について」や、台風や大雨による災害の危険性を考慮しながら、各自治体との調整により、決定しています。

※1 対象会社(日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコム)
 ※2 ユニバーサルサービスの対象である街頭に設置する公衆電話とは、別に取り扱われるものとします。

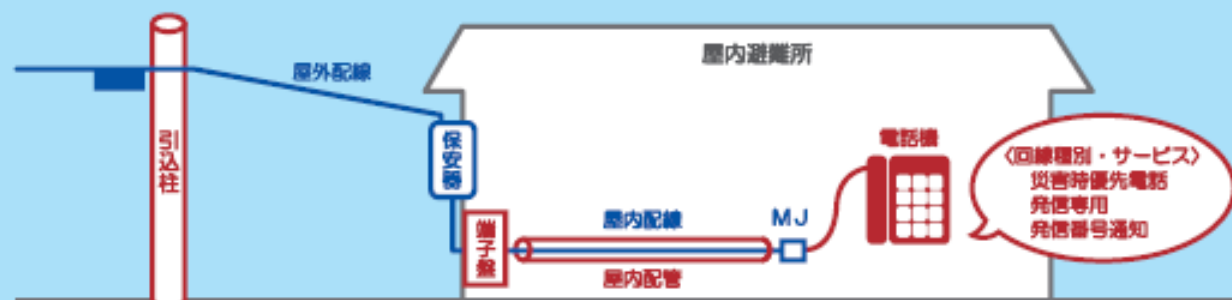
特設公衆電話(事前設置) 概要

- ◆特設公衆電話は、災害発生時等において通信手段の確保のために被災者等が無料で使用することができます。
 - ◆特設公衆電話(事前設置)は市町村等の要請に基づき避難所等に事前に回線を構築します。避難所等が開設された際には施設管理者により電話機が設置され利用可能となります。
- ※通常時のご利用いただけません。ご了承ください。
 ※発信専用電話となりますので受信はできません。

【提供イメージ】



特設公衆電話の主な設備

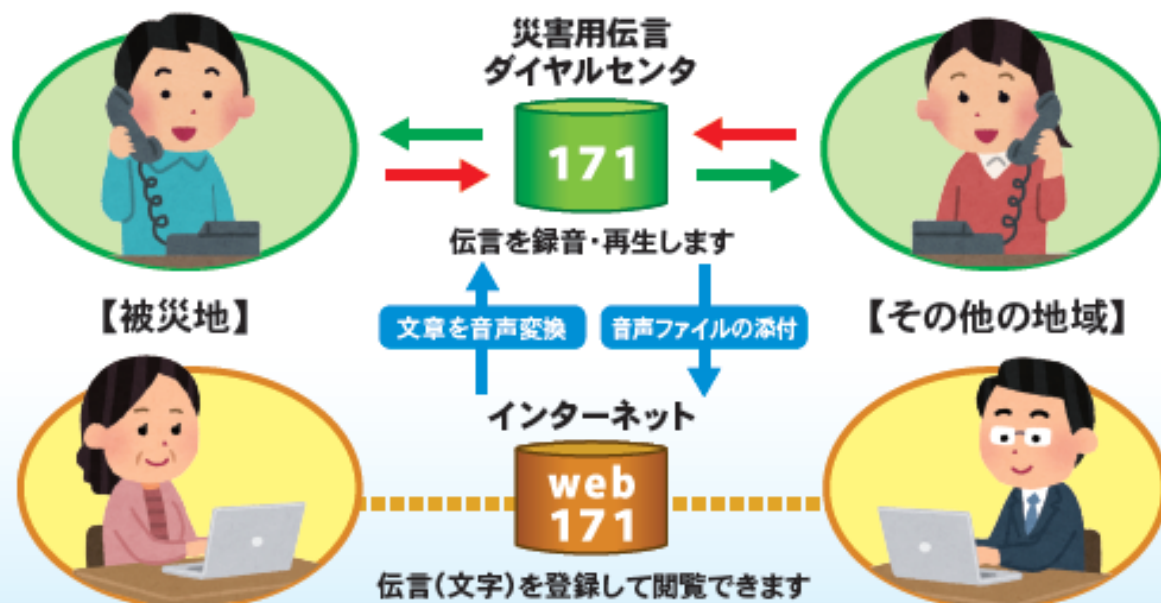


- ◆特設公衆電話の事前設置場所については、自治体が保有・管理する「屋内避難所」を対象とします。
- ◆平常時は自治体が電話機のみを保管し、災害発生時にはモジュージャック(MJ)へ電話機を接続して、ご利用いただけます。
- ◆接続試験については、年一回、自治体及びNTT西日本において実施します。
 ※NTT西日本はMJまでの回線試験、自治体はMJへ電話機を接続し、通話確認試験を実施していただきます。

災害用伝言サービス「171」&「web171」

NTT西日本が提供する災害用伝言サービスには、電話を利用する声の伝言版「災害用伝言ダイヤル171(電話サービス)」と、インターネットを活用する「災害用伝言板web171」があります。

電話による安否確認の連絡が取りにくいときの
被災地域内やその他の地域の方々との伝言板です。



ご利用方法

被災地域内と他の地域を結ぶ声の伝言板 「災害用伝言ダイヤル171」

利用ガイドンスにしたがってご利用ください。

① **171** にダイヤル

▼ガイドンスが流れます

▼ガイドンスが流れます

② 伝言の **1** 電話番号を利用する
録音は「3」

② 伝言の **2** 電話番号を利用する
再生は「4」

▼ガイドンスが流れます

▼ガイドンスが流れます

③

被災地の電話番号*, 携帯電話・PHS・IP電話の電話番号をダイヤル
*市外局番からダイヤルしてください。

家族等の安全がインターネット上で確認できる 「災害用伝言板web171」

画面の指示によりご利用ください。

① <https://www.web171.jp> にアクセス

② 電話番号を入力 ()
被災地の電話番号*, 携帯電話・PHS・IP電話の電話番号を入力
*市外局番から入力してください。

③ 伝言を登録する場合は、画面の指示に従い、文字による伝言を登録。

③ 伝言を確認する場合は、画面の指示に従い、文字による伝言を確認。確認後、伝言を追加登録することも可能。

* 伝言は被災地の方の電話番号を知っているすべての方が聞くことができます。聞かれないメッセージを録音する場合は、あらかじめ電話番号を決めておく必要があります。

体験利用のご案内

体験利用日

・毎月1日 及び 15日 00:00 ~ 24:00

・防災週間 (8月30日 9:00 ~ 9月5日 17:00)

・正月三が日 (1月1日 00:00 ~ 1月3日 24:00)

・防災とボランティア週間 (1月15日 9:00 ~ 1月21日 17:00)

伝言保存期間

伝言保存期間は体験利用期間のみ

* 体験利用のご利用方法、及びご利用条件等は、災害発生時と同様です。詳しくは以下のご利用条件等をご覧ください。

【災害用伝言ダイヤル171について】 ●「171」をダイヤルし、利用ガイドンスに従って伝言の録音・再生を行ってください。●加入電話、I・S・D・N、公衆電話、ひかり電話(電話サービス)、災害時特設公衆電話からご利用できます。携帯電話等、他通信事業者の電話からのご利用は、各通信事業者へお問い合わせください。ダイヤル式電話機をお使いの場合、ご利用になれません。●伝言録音等のセンター利用料は無料です。NTT西日本またはNTT東日本の電話から伝言の録音・再生をする場合の通話料は無料です。他通信事業者の電話から発信する場合の通話料については各通信事業者にお問い合わせください。

【災害用伝言板web171について】 ●<https://www.web171.jp>にアクセスし、ご利用ください。●登録、閲覧は無料です。インターネット接続費用等は別途必要です。

ご利用方法等をご案内しています

・災害用伝言ダイヤル171 <http://www.ntt-west.co.jp/dengon/>

・災害用伝言板web171 <http://www.ntt-west.co.jp/dengon/web171/>